

長野県障がい者福祉センター  
指定管理者募集要項

令和5年8月

長野県健康福祉部  
障がい者支援課

## 目 次

第1 要項の趣旨	1
第2 施設の概要	
1 名称及び所在地	1
2 設置目的	1
3 施設の規模等	1
第3 基本的な管理内容	
1 業務の範囲	1
2 指定期間	2
3 利用料金	2
4 県が指定管理者に支払う指定管理料	2
5 剰余金の取扱い	2
6 管理の基準	3
7 関係法令の遵守	3
8 個人情報の保護	3
第4 申請の手続き	
1 応募資格	3
2 グループによる応募	3
3 募集要項及び仕様書の配布	4
4 募集に関する質問	4
5 現地説明会の開催	4
6 申請書類の受付	4
7 申請書類	4
8 申請にあたっての留意事項	5
第5 指定管理者候補者の選定	
1 選定方法	6
2 選定基準	6
3 選定結果	7
第6 指定管理者の指定及び協定の締結	
1 指定管理者の指定	7
2 協定の締結	7
3 利用者サービス水準の確保	8
4 その他	8
第7 想定されるリスク等	8
第8 募集から指定までのスケジュール	9
第9 問い合わせ先及び書類提出先	9

## 第1 要項の趣旨

この長野県障がい者福祉センター（以下「センター」という。）指定管理者募集要項は、センターの管理に関して、障がい者福祉の増進と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県障がい者福祉センター条例（平成10年3月30日条例第7号、以下「条例」という。）第6条の規定により、指定管理者の公募を行うため必要な手続等を定めたものです。

## 第2 施設の概要

### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
長野県障がい者福祉センター	長野市大字下駒沢 586 番地

### 2 設置目的

障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供するため設置されたものです。

### 3 施設の規模等

開設年月日	平成10年4月1日
建物構造等	敷地面積 22,511.54 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 7,200.63 m <sup>2</sup>
主な施設	【スポーツ施設】 屋内温水プール、体育館、トレーニングルーム、テニスコート、アーチェリー場、陸上トラック 【文化施設】 ホール、会議室（4室）、展示ホール、聴覚障がい者情報センター、宿泊室（6室）

## 第3 基本的な管理内容

### 1 業務の範囲

指定管理者が行う業務の基本的な内容は、次のとおりです。

なお、詳しくは「長野県障がい者福祉センター管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 身体障がい者に対する機能訓練並びに身体障がい者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務
- (3) 障がい者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) センターの利用の許可に関する業務
- (5) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

## 2 指定期間

指定期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間の予定です。

なお、この指定期間は県議会の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

## 3 利用料金

センターでは、条例第14条の規定に基づき利用料金制度を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります。

なお、利用料金の額は、条例、長野県障がい者福祉センター管理規則（平成10年3月30日規則第4号）に定める額の範囲内で、知事の承認を得て指定管理者が定めます。

## 4 県が指定管理者に支払う指定管理料

県は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提出いただく事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

なお、県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料の上限額は、下表のとおりです。応募に当たり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額を下回る額での提案を求めます。

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む)	備 考
令和6年度	272,072 千円	
令和7年度	272,072 千円	
令和8年度	272,072 千円	
令和9年度	272,072 千円	
令和10年度	272,072 千円	

※ 実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と県が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

※ 税率が引上げられた場合には、引上げに伴う税負担の増加分を加味した指定管理料を支払います。

※ 原油価格高騰対策分は、各年度の予算の範囲内で別途指定管理料への加算を検討します。

※ 指定管理料の精算又は減額については、仕様書第6の2を参照してください。

## 5 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%に当たる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%に当たる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとします。

## 6 管理の基準

センターの管理の基準の詳細は、仕様書を参照してください。

## 7 関係法令の遵守

センターの管理に当たって遵守する関係法令等は、仕様書を参照してください。

## 8 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、仕様書を遵守してください。

# 第4 申請の手続き

## 1 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県総務部長又は長野県建設部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、長野県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 2 グループによる応募

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、グループを構成して応募することができます。この場合、次の事項に留意してください。

- (1) グループに名称をつけ、代表となる法人等を選定すること。
- (2) グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成員となって申請することはできません。

### 3 募集要項及び仕様書の配布

- (1) 配布期間  
令和5年(2023年)8月14日(月)から同年10月3日(火)まで  
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (2) 配布場所  
長野県健康福祉部障がい者支援課管理係(下記第9に記載のとおり)  
また、募集要項及び仕様書は、長野県のインターネットホームページからもダウンロードすることができます。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/kanrisha/sunapple.html>

### 4 募集に関する質問

- (1) 質問受付期間  
令和5年(2023年)8月14日(月)から同年8月31日(木)まで
- (2) 質問方法  
質問書(「指定管理者申請様式集」様式第10号)に記入の上、下記第9の提出先まで郵送、ファクシミリ、電子メールにより送付してください。
- (3) 回答方法  
郵送、ファクシミリ、電子メールにより個別に回答するほか、障がい者支援課のインターネットホームページに掲載します。

### 5 申請書類の受付

- (1) 受付期間  
令和5年(2023年)8月14日(月)から同年10月3日(火)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法  
下記第9の提出先に持参又は郵送【10月3日必着】してください。  
(ファクシミリ、電子メールでの提出はできません。)

### 6 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。  
【提出部数】 10部(正本1部 副本9部(副本は写しで可))

申請書類	様式	特記事項
(1) 指定管理者指定申請書	第1号	
(2) 団体概要書	第2号	
(3) グループ構成員表	第3号	グループで応募する場合のみ提出
(4) 事業計画書	第4号	
(5) 収支計画書	第5号	

(6) 再委託予定調書	第6号	
(7) 職員配置計画書	第7号	
(8) 主要業務実績書	第8号	
(9) 申請者が条例9条第3号に該当する旨の誓約書	第9号	
(10) 添付書類 (グループで応募をするときには、全構成員の書類が必要です)		
① 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの 法人格のない団体は定款等に代わる規約等及び代表者の住民票の写し		
② 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの		法人格のない団体は過去3会計年度分の収支決算書
③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類		
④ 役員の名簿及び履歴書		
⑤ 納税証明書 (法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税)		直近の証明可能な年次のもの

## 7 申請にあたっての留意事項

### (1) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、当該申請は失格又は無効になることがあります。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 本県職員及び本件関係者に対して、本件応募についての不正な接触の事実が認められたとき

オ 申請資格を有していないことが判明したとき

カ その他不正な行為があったと県が認めたとき

(2) 申請は、1団体(グループ)につき1申請とします。

(3) 提出された書類の内容を変更することはできません(軽易なものは除く)。

(4) 提出された書類は返却いたしません。

(5) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

(6) 申請時における各応募者の事業計画書は、情報公開条例の規定による請求に基づき公開することがあります。

## 第5 指定管理者候補者の選定

### 1 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、「健康福祉部指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）」において、提出された申請書類の採点、ヒアリング及びプレゼンテーション等の方法により行います。

その際、選定（採点）基準に基づき採点し、総合点数が最低基準点を満たし、最上位である者で候補者として適当と認められる者を候補者とします。最低基準点は60点とします。最低基準点を満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

なお、応募者が多数あった場合には、選定会議による候補者選定の前に予備採点を行い、選定会議の採点対象とする者を予め絞る場合があります。

ヒアリングを実施する場合の日程及び採点結果は、別途書面で通知します。

### 2 選定基準

指定管理者を選定する際の評価項目、評価内容及び配点は次のとおりです。

No.		評価項目	審査書類	内容	配点
1	運営に関する基本的事項	施設の運営方針、管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> <li>・職員配置計画書</li> <li>・再委託予定調書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的に合致した運営方針となっているか。</li> <li>・適正かつ確実な維持管理を行える内容か。</li> <li>・仕様書や事業計画書に記載された内容の業務を遂行するのに十分な職員配置や職員構成であるか。</li> <li>・職員の専門的知識、技能を向上させる研修体制は講じられているか。</li> <li>・個人情報の保護対策は万全か。</li> <li>・経費節減のための創意工夫が見られるか。</li> </ul>	10
2		法人等の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体概要書</li> <li>・定款、登記簿謄本</li> <li>・収支計算書、貸借対照表</li> <li>・主要業務実績書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。</li> <li>・類似施設の管理運営に必要な知識及び技術を有しているか、又は実績や経験を有しているか。</li> </ul>	10
3		地域要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本</li> <li>・法人等の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に本・支店・営業所等の事業所の有無</li> </ul>	3
4		施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設又は類似施設の運営実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設又は類似施設の管理運営（管理運営状況評価により機械的に算定）</li> </ul>	10
5		収支計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画の積算が妥当であり、事業計画との整合性はとれているか。</li> </ul>	10
6		指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料の上限額に対する縮減程度はどのくらいか。</li> </ul> <p>評点＝配点×最低価格÷応募価格</p>	10

7	創 意 工 夫 等 の 評 価	サービス向上策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> <li>・職員配置計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用促進に向け、事業計画に創意工夫や積極性が見られ、また具体的かつ効果的な内容であるか。</li> <li>・施設の機能等が最大限に発揮され、質の高いサービスが提供できる事業計画か。</li> <li>・自主事業の内容が、施設の設置目的と合致しており、かつ利用者にとって参加しやすいものとなっているか。</li> <li>・日常的に利用者の要望・意見・苦情を把握するとともに、改善に結びつける方策がとられているか。（アンケート調査、サービス評価委員会の設置）</li> <li>・利用者への応接等の職員研修を計画しているか。</li> </ul>	25
8		地域との連携や地域貢献度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> <li>・再委託予定調書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や関係機関等との連携</li> <li>・地域における雇用の確保</li> <li>・持続可能で活力ある地域社会の実現（住民との連携、地域の活性化等）</li> </ul>	12
9		社会貢献度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。</li> <li>・環境に配慮した管理運営となっているか。</li> <li>・障がい者就労施設等からの物品等の調達及び障がい者の雇用に配慮しているか。</li> </ul>	10
計					100

### 3 選定結果

選定会議における採点結果、指定管理候補者の選定結果等については、「指定管理者制度に関するガイドライン（平成20年2月制定）」に基づき、長野県のインターネットホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の氏名、応募者ごとの採点結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

## 第6 指定管理者の指定及び協定の締結

### 1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、長野県議会の議決を経て指定管理者となります。

### 2 協定の締結

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

#### (1) 基本協定

- ア 指定管理者の責務に関する事項
- イ 指定期間
- ウ 管理する施設及び備品に関する事項

- エ リスク分担に関する事項
- オ 事業計画等の提出に関する事項
- カ 定期報告書に関する事項
- キ 満足度調査に関する事項
- ク 個人情報の保護に関する事項
- ケ 緊急時の対応に関する事項
- コ 指定の取消に関する事項
- サ 業務の引継ぎに関する事項
- シ その他

## (2) 年度協定

- ア 当該年度の事業の実施に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ 修繕費に関する事項
- エ その他

## 3 利用者のサービス水準の確保

指定管理者は、利用者に対するサービス向上を図るため、仕様書を参考に、利用者に対する利用者満足度調査の実施及び外部の審査員を入れた評価委員会を設置するものとします。

県が、利用者のサービス改善を図る必要があると認めた場合は、指定管理者に対して改善指導を行うことがあります。

また、一定期間を経てもなお改善が見られない場合は、指定期間が満了する前であっても、指定を取り消す場合があります。

## 4 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 第7 想定されるリスク等

### 1 利用料金の見直し

指定期間中に、利用料金の見直しや新たなサービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金の改定が必要な場合には、条例改正を行う可能性があります。

## 第8 募集から指定までのスケジュール

募集から指定管理者の指定までのスケジュールについては次の予定となっています。

令和5年（2023年）	8月14日	指定管理者公募開始
	10月3日	指定管理申請書類提出期限
	10月中旬	指定管理者選定会議
	12月下旬	議会の議決による指定
令和6年（2024年）	1月以降	次期指定管理者との打ち合わせ、引継ぎ
	3月	協定の締結
	4月から	次期指定管理者による管理開始

## 第9 問い合わせ先及び書類提出先

指定管理者の募集に関する問合せ及び申請書類の提出先は次のとおりです。

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県健康福祉部障がい者支援課管理係  
担当 井出  
電話 026-235-7103（直通）  
FAX 026-234-2369  
Eメール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

長野県のホームページアドレス

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/kanrisha/sunapple.html>